

特命随意契約理由書

件名	千代田区敬老会送迎バスの運行業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>千代田区敬老会参加者の輸送手段の確保を以て、事業の円滑な運営を図る。敬老会は75歳以上の千代田区民を対象としているため、参加者の中には歩行不安を抱え、公共交通機関の利用では会場まで向かうことのできない方も含まれる。</p> <p>これに伴い、高齢者の安全・安心かつ円滑な移動手段の確保のため、地域福祉交通“風ぐるま”と連携を図りながら、大型バスを用いて、区内各所から敬老会開催会場までの送迎を行う。</p>
選定理由	<p>本件業務内容は参加者の敬老会会場への移動手段として大型バスを利用するが、送迎時の乗降をするにあたって、地域福祉交通“風ぐるま”の停留所を一部利用する。停留所の使用や、送迎バス及び風ぐるまの運行ダイヤの調整など運行事業者との密な連携が必要となる。下記事業者は、風ぐるまの運行事業者であり、敬老会の会場の変更による初めてのルートでスケジュールが流動的な中、迅速な対応と安定した業務を遂行が可能である。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 日立自動車交通株式会社</p> <p>住所 東京都足立区綾瀬6丁目11番22号</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 12 日
※ 契約金額	3,058,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年9月9日まで
担当課	保健福祉部福祉総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

806

件名	防災ラジオの購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	災害時等における避難に特に配慮が必要な方々への情報伝達手段を確保することを目的として防災ラジオを購入し、避難行動要支援者名簿登録世帯へ配布を行う。
選定理由	本件の防災ラジオは、現在導入している防災行政無線戸別受信機及び防災ラジオの送受信システムと密接不可分の関係にあり、同一機器を使用することで、一体運用及び故障発生時の迅速な対応が可能となる。また、通常のラジオと異なり、総務大臣より免許を受けた唯一の免許人である下記事業者のみが販売を行っていることから、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 東京テレメッセージ株式会社 住所 東京都港区西新橋2-35-2
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 19 日
※ 契約金額	3,547,500 円 (消費税を含む)
納入期限	令和7年12月26日
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

803

件名	風力・太陽光発電型街路灯点検補修業務（第813号）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	有楽町に設置されている風力・太陽光発電設備の、各機器及び機材の損傷・摩耗・緩み等の不具合を発見し、対応を行うために点検補修業務を行う。
選定理由	<p>有楽町二丁目5番先に設置された風力・太陽光発電型街路灯については、当該設備が人通りの多いエリアに位置しており、通行人の安全確保の観点からも、定期的かつ専門的な点検が不可欠である。</p> <p>この設備は、風力および太陽光発電機、蓄電池、照明器具、制御盤など複数の機器で構成されており、それぞれの構造や動作原理を理解した上での点検が求められる。特に、照明の安定性、制御系の異常検知など、専門的な知識と経験が必要である。</p> <p>下記業者は、これらの設備構造や機能に精通しており、過去にも同様の街路灯設備の点検・保守実績がある。点検においても、機器ごとの診断項目に基づいたチェックリストを用いた確実な作業が可能であり、万が一の不具合にも迅速に対応できる体制が整っている。</p> <p>以上の理由により、当該設備の点検業務については、下記業者を契約の相手方として指定するものである。</p>
契約の相手方	社 名： エネルギープロダクト株式会社 住 所： 千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館8階
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 8 日
※ 契約金額	510,400 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日 から 令和7年12月19日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

特命随意契約理由書

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却 (8月分)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (売却)
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 8 月 日
※契約金額	2,527,350 円 (消費税を含む) ※収入予定額 (単価契約) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年8月1日～令和7年8月31日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	麴町中学校 熱源廻り制御機器の点検業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	熱源廻り制御機器について、各機器の点検業務を実施し、経年による劣化に対する措置や維持管理上の予防保全を目的とする。
選定理由	本設備は下記業者の製品であり、各機器廻りの点検にあたっては細部の情報把握や、作業に伴う部品の調達が生じ、下記業者以外には困難である。 また、令和7年度麴町中学校総合管理業務の受託業者から本設備に連動する中央監視設備等の保守業務再委託先でもあるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・対処が困難となる恐れがある。 以上の理由から下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 パナソニック EW エンジニアリング株式会社 東京本部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 4 日
※ 契約金額	935,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年8月31日まで
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	庁有車の再リース賃借（区長車・議長車）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	特別職（区長・議長）の車両を確保するため再リースする。
選定理由	<p>当該車両については平成 31 年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成 31 年 9 月 25 日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和 6 年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造の見通しが立たないことが確認されたとともに、当該車両が極めて稼働良好な状態であったため再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。</p> <p>以上の理由により、今年度（契約期間は令和 7 年 9 月 25 日～令和 8 年 9 月 24 日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	<p>名称 トヨタモビリティサービス株式会社</p> <p>住所 東京都中央区浜町 2-12-4</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 12 日
※ 契約金額	1,557,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和 7 年 9 月 25 日から令和 8 年 9 月 24 日まで
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

82/

件名	史跡江戸城外堀跡保存活用計画策定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、千代田区が、新宿区・港区と共同で策定する「史跡江戸城外堀保存活用計画（以下「保存活用計画」）」の策定支援である。受注者は、検討案作成のために必要な資料（データ）の収集・分析、及び執筆・図版作成、編集等を行うとともに、保存活用計画策定委員会の開催に必要な資料作成、説明補助及びその他の開催支援を行う。
選定理由	令和6年度、文化庁から当該保存活用計画は文化財保護法129条の2に基づく認定を受けることは保存活用計画においては困難であることが示された。それに対応する業務が発生したことで策定が予定より遅滞しており、策定予定期間の令和9年度までに迅速な業務進行が不可欠となっている。下記事業者は、令和5・6年度の受託者であり、引継ぎにかかる時間が不要のため、期間の短縮が可能となる。また、令和6年度までに4回の保存活用計画策定委員会とそれに伴う委員等への意見聴取が実施され、委員との関係性も深く築かれている。各委員の意向も熟知しており、保存活用計画に迅速に反映することが可能である。令和6年度の履行成績も良好であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社パスコ 東京支店 住所 東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 26 日
※ 契約金額	7,128,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

853.

件名	道路詳細修正設計業務(神田警察通り) (第 313 号)
種類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> 測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	下記業者が受託した業務の成果品に基づき、道路管理者等との協議を行い、神田警察通りの残り区間の道路整備工事の修正設計を行うものである。
選定理由	<p>本件は令和7年度に発注予定の道路工事に伴う修正設計業務で、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、工事発注が遅滞するなど著しく支障があるものである。下記業者は令和2年度「神田警察通り協議資料等作成業務(第319号)」、令和3年度「神田警察通り協議資料等作成業務(第318号)」、令和6年度に契約した「神田警察通り協議資料等作成業務(第330号)」の受託者であり、道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関や地元関係者等との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社高島テクノロジーセンター 東京営業所 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内16階</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 18 日
※ 契約金額	10,935,100 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年 3月31日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

特命随意契約理由書

862

件名	街路樹フォローアップ診断・機器診断及び維持管理点検等業務 (第335号)
種類	工事: 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品: 物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内の街路樹の診断を行うもので、平成29年度～令和6年度に下記業者が受託した「街路樹フォローアップ診断・機器診断業務」に引き続き、健全な道路維持のため区内全街路樹の状態を把握するものである。 活力の衰えた樹木や、倒木・幹折れなどの危険性がある樹木を早期に発見し、樹木による事故を未然に防止するとともに、区内の街路樹の生育状況の確認を行い、健全な道路維持を行うものである。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たす必要がある。 ① 平成29年度～令和6年度に実施した診断と同一の判定で診断業務が行えること。 ② 対象となる街路樹は、様々な樹種があり、その診断を行うためには、専門的な知識を有する樹木医によって樹勢を慎重に判定できること。 また、都心部という特異的な環境で生育している街路樹のため、より専門的な知識を有する樹木医による診断ができること。 ③ 東京都が発行した街路樹診断マニュアルの作成・改訂業務を行い、街路樹に特化した公共的視点から、数多くの樹木の診断業務が行えること。 上記の条件を満たすことができるものが下記業者に特定される。また、下記業者は千代田区街路樹点検・診断マニュアル作成業務においても携わっており、当区の街路樹について精通している。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称: 一般社団法人 街路樹診断協会 住所: 東京都港区高輪三丁目4番1号
※ 契約年月日	令和7年8月20日
※ 契約金額	24,969,230 円 (単価契約のため変動する見込み)
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

260

件名	戸籍情報総合システム端末構築業務 (36 台更改分)
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区で使用している戸籍情報総合システム端末のうち、Windows 10 が搭載されている端末について、Windows 11 が搭載された端末に更改するため、必要な設定作業を行う。
選定理由	<p>当該戸籍システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された (平成 10 年 8 月 7 日付千地戸発第 176 号)。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>本件戸籍システムの設定作業対応及び立会い対応業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にある。本件作業を同一者以外に履行させると、既存のシステム・機器類の運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、直接的なシステム操作やサーバーへのアクセスが必要となるため、システム開発に携わっている下記事業者以外に本件業務を行うことができない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎 1-2-1</p>
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 29 日
※ 契約金額	27,720,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

909

件名	千代田区全町会婦人・女性部長研修会開催に伴う会場の借上げ及び飲食物の供給業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本件契約は、千代田区全町会婦人・女性部長研修会（以下「本事業」という。）の円滑な運営のため、会場の借上げを行うものである。
選定理由	以下の条件をすべて満たす施設で開催場所の選定を行った。 ① 令和7年9月6日（土）に、当該規模の研修会の開催可能であること。また、控室を確保できること。 ② 希望するレイアウト変更及び備品の用意が可能であること。 ③ 会場設営を行うため、開催日当日の開会時間1時間前から会場準備が可能なこと。 下記業者「株式会社インフィールド（九段会館テラス コンファレンス&バンケット）」以外の施設については、日程その他の調整がつかず、予約を確保することができない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社インフィールド 住所 東京都千代田区神田駿河台4-2-5 御茶ノ水NKビル11階
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 / 日
※ 契約金額	1,006,500 円（消費税を含む） ※ 従価率契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年9月6日まで
担当課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

915

件名	第35回ちよだシーズンコンサート運営業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	ちよだシーズンコンサートは、区民が様々な文化芸術に触れる機会を提供することを目的とし、区民等と一緒に歌を歌うなど参加型の音楽会を開催している。
選定理由	<p>事業実施にあたっては、会場を内幸町ホールにして開催していたが、令和7年度から内幸町ホールの改修工事に伴い、現在は一時休館となっている。</p> <p>一方で、区民等の文化芸術活動を支援するためには、休館中であっても事業を継続する必要があること、また工事完了後は再び内幸町ホールにて事業を行う必要がある。</p> <p>そのため、同事業を行うことができるのは令和8年度からの次期指定管理者に内定している下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社コンベンションリンクージ</p> <p>住所 千代田区三番町2</p>
※契約年月日	令和 7 年 8 月 4 日
※契約金額	2,000,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

1084

件名	令和8年千代田区「二十歳のつどい」運営業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区では、20歳を迎える対象者（千代田区の小学校、中学校、中等教育学校を卒業した区外在住者を含む）を祝福し、大人としての自覚を促す機会として「二十歳のつどい」を実施する。
選定理由	本事業は、飲食物の供給単価を決定したうえで実施するものであり、下記条件を満たす施設が必要である。 ① 令和8年1月12日（月・祝）に開催可能であること。 ② 千代田区内に所在し、二十歳を迎える参加者と来賓招待者を合わせて約450名分の席が用意できること。 ③ 「二十歳のつどい」企画運営委員会のアイデアを具体化し運営する技術力があり設備が整っていること。 ④ 設営、リハーサル等を行うため、前日から会場準備が可能なこと。 全ての条件を満たす区内施設はホテルニューオータニのみであったため、当施設を運営する下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 ニュー・オータニ 住所 東京都千代田区紀尾井町4-1
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 5 日
※ 契約金額	9,222,805 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年1月12日まで
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。